

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置の許可及び管理の適正化等に関する事項を定めることにより、良好な住環境の保持及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 犬、猫その他の愛玩用に飼育される動物(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条に規定する獣畜を除く。)をいう。
- (2) ペット霊園 墓地、納骨堂又は火葬場を有する施設であつて、事業の用に供する目的で設置するものをいう。
- (3) 墳墓 ペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (4) 墓地 墳墓を設けるための区域をいう。
- (5) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (6) 火葬場 ペットの死体を火葬するための炉(以下「火葬炉」という。)を有する施設をいう。
- (7) 近隣住民等 ペット霊園の敷地に隣接した土地の所有者若しくは使用者又はペット霊園の敷地の境界からの距離が300メートル(火葬場を有しないペット霊園の場合は、100メートル)以内の区域に住所を有する者をいう。
- (8) 移動火葬車 火葬炉を搭載した車両をいう。

(設置者及び管理者の責務)

第3条 ペット霊園を設置し、又は管理する者(以下「設置者等」という。)及び移動火葬車によりペットの火葬を行う者(以下「移動火葬事業者」という。)は、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

(設置及び火葬の許可)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者(以下「計画者」という。)及び移動火葬車により市内でペットの火葬を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(事前協議)

第5条 計画者は、第9条の申請をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長に計画書を提出し、当該ペット霊園の設置の計画(以下「設置計画」という。)について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(標識の設置等)

第6条 計画者は、設置計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該ペット霊園の敷地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を市長に届け出なければならない。

2 計画者は、標識の記載内容に変更が生じたときは、速やかに当該記載内容を訂正し、その旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第7条 計画者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、設置計画についての説明会を開催しなければならない。

2 計画者は、前項の説明会を開催したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議)

第8条 近隣住民等は、計画者に対し、前条第1項の説明会が開催された日から起算して30日以内に、設置計画についての意見の申出を行うことができる。

2 計画者は、前項の意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。

3 計画者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(許可の申請)

第9条 第4条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(許可の通知等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合の通知には、許可番号を付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による許可をする場合において、公衆衛生の維持及び市民の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。

(設置場所の基準)

第11条 ペット霊園の設置場所は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

(1) 申請者が所有する土地(当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。)であること。

(2) 敷地に隣接する土地を所有する全ての者からペット霊園の設置について書面による同意を得ていること。

- (3) 敷地の境界から住宅、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下この号において「学校」という。)その他規則で定める施設の土地の境界までの距離が300メートル(火葬場を有しないペット霊園の場合は、100メートル)以上離れていること。ただし、その区域の住宅に居住する全ての世帯の世帯主及び学校その他規則で定める施設を設置する全ての者からペット霊園の設置について書面による同意を得たときは、この限りでない。
- (4) 敷地の境界から河川法(昭和39年法律第167号)第100条の2第1項に規定する普通河川、水路、湖沼等(以下この号において「普通河川等」という。)までの距離が20メートル以上離れていること。ただし、普通河川等の管理者からペット霊園の設置について書面による同意を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。
(施設及び設備の基準)

第12条 ペット霊園の施設及び設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 敷地の面積に応じ、規則で定める面積の緑地を設けること。
 - (2) 墓地の区画数及び納骨堂の収蔵可能数の合計数に10分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)に、火葬炉1基につき5を加えた数以上の台数分の自動車駐車場を設けること。
 - (3) 出入口に施錠することができる門扉を設けること。
 - (4) 敷地内に管理事務所、休憩所、便所、ごみ集積設備、給水設備及び排水設備を設けること。
- 2 前項に定めるもののほか、ペット霊園に墓地、納骨堂又は火葬場を設置する場合におけるこれらの施設及び設備については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。
- (1) 墓地 次のいずれにも適合すること。
 - ア 敷地に隣接する土地(道路を含む。)から墳墓が見通せないように障壁、垣根等を設けること。ただし、出入口その他の障壁、垣根等の設置が困難な部分については、この限りでない。
 - イ 通路の幅員を1メートル以上とし、アスファルト、コンクリートその他の堅固な材料で舗装すること。
 - (2) 納骨堂 次のいずれにも適合すること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物(次号アにおいて「耐火建築物」という。)であること。
 - イ 内部の設備に不燃材料を使用すること。
 - ウ 内部に除湿装置を設けること。
 - エ 出入口に施錠することができる門扉を設けること。
 - (3) 火葬場 次のいずれにも適合すること。
 - ア 耐火建築物であること。
 - イ 待合室を設けること。
 - ウ 火葬炉は、規則で定める構造基準に適合するものとし、火葬場内に設置すること。

(工事着手の届出)

第13条 第4条の許可を受けた計画者(以下「設置者」という。)は、ペット霊園の設置の許可に係る工事に着手しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出等)

第14条 設置者は、ペット霊園の設置の許可に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査を行い、その結果を規則で定めるところにより、設置者に通知するものとする。
- 3 設置者は、前項の規定による通知(適合していると認める通知に限る。)を受けた後でなければ、当該ペット霊園を使用し、又は使用させてはならない。

(維持管理)

第15条 設置者等は、第12条に定める基準に常に適合するようペット霊園の維持管理を行わなければならない。

(変更の届出等)

第16条 設置者又は設置者等は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) ペット霊園の名称
 - (2) 設置者の住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
 - (3) 設置者の氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
 - (4) 墓地の区画数
 - (5) 納骨堂の収蔵数
- 2 第4条から第10条までの規定は、既存のペット霊園の区域の拡張を伴う変更について準用する。この場合において、第4条の見出し中「設置及び火葬」とあるのは「区域変更」と、同条中「を設置しようとする者(以下「計画者」という。)&及び移動火葬車により市内でペットの火葬を行おうとする者」とあるのは「の区域を変更しようとする者(以下「計画者」という。)」と、第5条中「の設置」とあるのは「の区域の変更」と、同条、第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項中「設置計画」とあるのは「変更計画」と読み替えるものとする。

(廃止の届出)

第17条 設置者等は、ペット霊園を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、設置者等は、当該ペット霊園に埋蔵され、又は収蔵されているペットの死体又は死体の焼骨について公衆衛生上適正な措置を講じなければならない。

(地位の承継)

第18条 設置者等からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者等の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により設置者等の地位を承継した者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(移動火葬事業者の遵守事項)

第19条 移動火葬事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 周辺環境に影響を及ぼさないよう十分な対策を講じ、移動火葬車の使用に伴い、公害又は苦情が発生したときは、誠意をもってその解決に努めること。

(2) 火葬は、あらかじめ火葬する土地の所有者から同意を得た上で行うこと。

(3) 移動火葬車を常時一定の場所に駐車させ、当該場所において当該移動火葬車を使用して火葬を行わないこと。

(4) 移動火葬事業者の名称及び連絡先並びに第10条第2項の許可番号を移動火葬車の外側に見やすいように表示すること。

(報告及び立入検査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等及び移動火葬事業者に対し、ペット霊園又は移動火葬車の管理の状況等について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ペット霊園又は移動火葬事業者の事業所その他必要な場所に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言等)

第21条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、計画者、設置者等及び移動火葬事業者に対し、助言、指導又は勧告をすることができる。

(改善命令)

第22条 市長は、前条の勧告を受けた計画者、設置者等及び移動火葬事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(許可の取消し)

第23条 市長は、第4条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けた場合

(2) 前条の規定による命令に従わない場合

(使用禁止命令等)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園又は移動火葬車の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第4条の許可を受けないで、ペット霊園を設置し、又は移動火葬車によりペットの火葬を行った者

(2) 第16条第2項において準用する第4条の規定による許可を受けないで、ペット霊園の区域の変更をした者

(3) 第22条の規定による命令に従わない者

(4) 前条の規定により許可を取り消された者

2 市長は、前条又は前項第1号若しくは第2号に係る処分を受けた者に対し、期限を定めて、当該処分に係る区域に埋蔵され、又は収蔵されているペットの死体又は死体の焼骨の除却を命ずることができる。

(公表)

第25条 市長は、第21条の勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき、又は第22条若しくは前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(その他)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存するペット霊園(以下「既存ペット霊園」という。)を設置している者については、この条例の施行の日から30日を経過する日までは、第4条の許可を受けないで当該既存ペット霊園を使用することができる。

3 既存ペット霊園を設置している者は、前項に規定する期間の経過後も当該ペット霊園を使用する場合は、規則で定めるところにより、当該期間内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出の日において、第4条の許可を受けたものとみなす。
- 5 附則第3項の規定による届出をした既存ペット霊園は、第12条に定める基準に適合するよう努めなければならない。